

2受文科教第1037号
令和3年3月26日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
義本博司

グァテマラ日本人学校（小学部及び中学部）に係る小学校
及び中学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設の認
定の取消しについて（通知）

標記について、別紙のとおり認定を取り消すこととしましたので通知しま
す。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に
対する周知について、御配慮願います。

担当：総合教育政策局国際教育課
在外教育施設企画調査係
電話：03-5253-4111(2442)